

著作権	判決年月日	令和3年3月18日	担当部	知財高裁第4部
	事件番号	令和2年(ネ)第10022号		
<p>○ 音楽教室における教師の演奏行為の演奏主体は音楽教室事業者であり，その演奏行為は音楽教室事業者による演奏権の行使にあたることとした事例</p> <p>○ 音楽教室における生徒の演奏行為の演奏主体を生徒であることとした事例</p>				

(事件類型) 債務不存在確認 (結論) 原判決一部変更

(関連条文) 著作権法2条5項, 22条

(原判決) 東京地方裁判所平成29年(ワ)第20502号, 第25300号令和2年2月28日判決

判 決 要 旨

第1 事案の概要

1 本件は，教室又は生徒の居宅において音楽の基本や楽器の演奏技術等を教授する音楽教室を運営する控訴人ら（法人又は個人の事業者）が，著作権管理事業者である被控訴人に対し，被控訴人が本件口頭弁論終結時に管理する全楽曲（被告管理楽曲）に関して，各控訴人が生徒との間で締結した音楽の教授及び演奏（歌唱を含む。）技術の教授に係る契約（本件受講契約）に基づき行われるレッスンにおける，控訴人らの教室又は生徒の居宅内においてした被告管理楽曲の演奏について，本件口頭弁論終結時，被控訴人が控訴人らに対して著作権（演奏権）侵害に基づく損害賠償請求権又は著作物利用料相当額の不当利得返還請求権をいずれも有していないことの確認を求める事案である。控訴人らの主位的請求は，教師から生徒に対して演奏技術等の教授が行われる所定の時間で区切られたレッスンを単位として，当該レッスンの実施により，予備的請求は，レッスン中における個々の演奏行為を単位として，当該演奏行為により，それぞれ音楽教室事業者である各控訴人の被控訴人に対する損害賠償債務又は不当利得返還債務がいずれも生じていないことの確認を求めるものである。

2 本件の主な争点は，以下のとおりである。

(1) ①音楽教室のレッスンにおける音楽著作物の利用主体（演奏の主体）は，教室内で実際に演奏をしている教師又は生徒であるか，それとも，音楽教室を運営している控訴人ら音楽教室事業者であるか，②演奏の主体であると認定された者の演奏が，著作権法22条の「公衆に直接（中略）聞かせることを目的として（中略）演奏する」との要件に該当し，演奏権の侵害行為となるか，③2小節以内の楽曲の演奏についても演奏権の侵害行為は生じるか（争点2ないし4）。

(2) 音楽著作物を楽譜や録音物に複製することを許諾したことによって，演奏権が消尽し，演奏権を行使することができなくなるか（争点5），あるいは，被

控訴人が控訴人らに対して演奏権侵害に基づく損害賠償請求権又は不当利得返還請求権を行使することは、権利濫用となるか（争点7）

3 原審は、(1)①生徒及び教師の演奏のいずれについても演奏の主体を音楽教室事業者である控訴人らとし、②その演奏は「公衆」である教室内にいる生徒に「聞かせることを目的」として演奏され、③2小節以内の演奏であっても音楽著作物の利用であるとした上で、(2)演奏権の消尽及び権利濫用等の主張をいずれも排斥して、控訴人らの請求をいずれも棄却した。

第2 理由の要旨

本判決は、次のように、音楽教室における教師の演奏行為の演奏主体は音楽教室事業者であり、その演奏行為は音楽教室事業者による演奏権の行使にあたるとした一方、生徒の演奏行為の演奏主体は生徒であると判断して、所定の時間で区切られたレッスンを単位とする主位的請求に係る控訴をいずれも棄却し、個々の演奏行為を単位とする予備的請求については、被控訴人が控訴人らに対して生徒による被告管理楽曲の使用に係る請求権を有しないことを確認し、その余を棄却した。

1 教師による演奏行為について

(1) 争点2ないし4

控訴人らは、教師に対し、本件受講契約の本旨に従った演奏行為を、雇用契約又は準委任契約に基づく法的義務の履行として求め、必要な指示や監督をしながらその管理支配下において演奏させているのであるから、教師らがした演奏の主体は控訴人らである。控訴人らとの間で受講契約を締結すれば、誰でもそのレッスンを受講することができ、このような音楽教室事業が反復継続して行われており、この受講契約締結に際しては、生徒の個人的特性には何ら着目されていないから、控訴人らと生徒の当該契約から個人的結合関係が生じることはなく、音楽教室事業者である控訴人らからみて、生徒は、その人数に関わりなく、いずれも「不特定」の者に当たり、「公衆」となる。レッスンは、教師又は再生音源による演奏を行って生徒に課題曲を聞かせ、演奏技術等の教授を行うものであるから、同演奏が生徒に対し聞かせる目的で行われていることは明らかである。特定の2小節が演奏されたとしても、課題曲の演奏であると認識され、かつ、その楽曲全体の本質的な特徴を感得しつつ、その特徴が表現されているから、演奏された小節数を問わず、演奏権の侵害行為が生じる。

(2) 争点5及び7

本件において演奏権の消尽は認められないし、控訴人らの権利濫用の主張は理由がない。

(3) よって、被控訴人は、控訴人らに対し、音楽教室におけるレッスン中の教師による被告管理楽曲の演奏（本件使用態様1ないし4）につき、著作権侵害に基づく損害賠償請求権又は不当利得返還請求権を有する。

2 生徒による演奏行為について

(1) 争点2及び3

生徒は、控訴人らとの間で締結した本件受講契約に基づく給付としての楽器の演奏技術等の教授を受けるためレッスンに参加しているのであるから、教授を受ける権利を有し、これに対して受講料を支払う義務はあるが、所定水準以上の演奏を行う義務や演奏技術等を向上させる義務を教師又は控訴人らのいずれに対しても負ってはならず、その演奏は、専ら、自らの演奏技術等の向上を目的として自らのために行うものであるし、また、生徒の任意かつ自主的な姿勢に任されているものであって、音楽教室事業者である控訴人らが、任意の促しを超えて、その演奏を法律上も事実上も強制することはできない。音楽教室における生徒の演奏の本質は、あくまで教師に演奏を聞かせ、指導を受けること自体にあるというべきであり、控訴人らによる楽曲の選定、楽器、設備等の提供、設置は、個別の取決めに基づく副次的な準備行為、環境整備にすぎず、教師が控訴人らの管理支配下にあることの考慮事情の一つにはなるとしても、控訴人らの顧客たる生徒が控訴人らの管理支配下にあることを示すものではなく、いわんや生徒の演奏それ自体に対する直接的な関与を示す事情とはいえない。よって、控訴人らは、その演奏の対象、方法について一定の準備行為や環境整備をしているとはいっても、教授を受けるための演奏行為の本質からみて、生徒がした演奏を控訴人らがした演奏とみることは困難といわざるを得ず、生徒がした演奏の主体は、生徒であるというべきである。

(2) そうすると、その余の点について判断するまでもなく、生徒の演奏によっては、控訴人らは、被控訴人らに対し、演奏権侵害に基づく損害賠償債務又は不当利得返還債務のいずれも負わない（なお、生徒の演奏は、本件受講契約に基づき特定の音楽教室事業者の教師に聞かせる目的で自ら受講料を支払って行われるものであるから、「公衆に直接（中略）聞かせることを目的」とするものとはいえず、生徒に演奏権侵害が成立する余地もないと解される。また、仮に、音楽教室における生徒の演奏の主体は音楽事業者であると仮定しても、音楽教室における生徒の演奏の本質は、あくまで教師に演奏を聞かせ、指導を受けることにある以上、演奏行為の相手方は教師ということになり、演奏主体である音楽事業者が自らと同視されるべき教師に聞かせることを目的として演奏することになるから、「公衆に直接（中略）聞かせる目的」で演奏されたものとはいえない。）。